	125									443,700	433,100	423,700	420,800	412,400	407,300					
	126									444,300	433,800	424,400	421,600	413,200	408,200					
	127									444,900	434,500	425,100	422,400	414,000	409,100					
	128									445,500	435,200	425,800	423,200	414,800	410,000					
	129									446,000	435,800	426,600	424,100	415,700	410,700					
	130										436,500	427,400	424,900	416,500						
	131										437,200	428,200	425,700	417,300						
	132										437,900	429,000	426,500	418,100						
	133										438,500	429,900	427,400	419,000						
	134										439,200	430,700	428,200	419,800						
	135										439,900	431,500	429,000	420,600						
	136										440,600	432,300	429,800	421,400						
	137										441,200	433,000	430,600	422,300						
	138											433,900	431,400	423,100						
	139											434,800	432,200	423,900						
	140											435,700	433,000	424,700						
	141											436,400	433,800	425,500						
	142											437,200	434,600							
	143											438,000	435,400							
	144											438,800	436,200							
	145											439,500	437000							
再任用職員		—	—	505,900	462,500	447,500	392,500	354,000	336,300	305,200	288,000	282,300	282,100	275,600	274,100	265,900	248,800	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。